

神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 “Come Back” 補助金）
 交付要綱の一部変更について

旧	新
<p>(補助要件)</p> <p>第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。</p> <p>(1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成27年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。</p> <p>(2) 補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。</p> <p>(3) 本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。</p> <p>(4) 当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が粟生線を含む区間の6か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。</p> <p>(5) 磁気定期券のみを対象とし、IC定期券は対象外とする。</p> <p>(6) 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する必要があることを承諾するものとする。</p>	<p>(補助要件)</p> <p>第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。</p> <p>(1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成28年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。</p> <p>(2) 補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。</p> <p>(3) 本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。</p> <p>(4) 当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が粟生線を含む区間の6か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。</p> <p>(5) 磁気定期券のみを対象とし、IC定期券は対象外とする。</p> <p>(6) 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する必要があることを承諾するものとする。</p>

※ ____は変更箇所を示す。

神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金

(栗生線通勤 “Come Back” 補助金) 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに神戸電鉄栗生線（鈴蘭台駅から栗生駅までの区間。以下「栗生線」という。）に通勤手段を転換する者もしくはその者が勤務する事業所等を対象として、通勤手段転換に係る費用の一部を神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）から補助する事により、地城市民生活の重要な基盤である栗生線の利用促進による路線存続を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助（以下「補助」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、補助を受けようとする日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本補助金交付申請日より前の6か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに栗生線を含む区間の6か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。
- (2) 前号に該当する者が勤務する事業所等（以下「勤務先」という。）。

(補助要件)

第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。

- (1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成28年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。
 - (2) 補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。
 - (3) 本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。
 - (4) 当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が栗生線を含む区間の6か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。
 - (5) 磁気定期券のみを対象とし、IC定期券は対象外とする。
 - (6) 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する必要があることを承諾するものとする。
- 2 その他、協議会において前項の要件の内容について見直しを行う場合がある。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象者が購入した当該定期券の有効区間に含まれる粟生線区間に
対応する6か月通勤定期運賃の2分の1に相当する額とする。ただし、10円未
満の端数は切り捨てとし、粟生線区間以外については補助金の対象外とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該定期券
購入の3週間前までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付申請書（様式第1号。
以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請者が第2条第1項第1号の条件に該当することを勤務先から証されたことを
示す通勤手段証明書（様式第2号）、もしくは協議会がそれに準ずると認める証明
書等。
- 2 協議会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたとき
は、補助金の交付を決定し、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付決定通知書（様式第
3号）により、当該申請者に通知する。
- 3 前項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、申請した補助対象となる当該定期券を
購入し、それを使用して通勤するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条第2項の規定による交付決定を受けた申請者が、補助金の交付を受けよう
とするときは、当該定期券の期間満了日以後30日までに、粟生線通勤 ComeBack
補助金請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなけれ
ばならない。

- (1) 当該定期券の原券
 - (2) 協議会が指定する通勤等に関するアンケート調査の回答
- 2 協議会は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査のうえ申請者に対
して補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第7条 協議会は、申請者もしくは勤務先が、偽りその他の不正な方法により補助金の交
付を受けようとしたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し及び既に交付
した補助金全額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

- 2 本制度の申請、交付請求に係る申請者からの書類送付等の費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部美しいまちづくり課（神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局）、神戸市住宅都市局計画部計画課、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月8日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

以 上